

中小企業でも被害が急増中！「ランサムウェア」対策！

身代金要求型のコンピュータウイルス「ランサムウェア」の被害が深刻化しています。警察庁によると、昨年1年間の被害相談は33都道府県で146件に上り、統計を取り始めた一昨年(4月～12月)の23件から急増しました。

ランサムウェアは、システムに侵入して、データを暗号化する、閲覧・編集権限を剥奪するなどによりデータを使用不能にし、その復旧の見返りとして身代金を要求するウイルスです。身代金の支払いに応じなければデータを公開するとの脅迫がなされることもあります。

「ランサムウェアの対象は大手企業」と思われがちですが、中小企業ほど警戒すべきといえます。今や業務でパソコンやインターネットを利用するのは当たり前のことですが、セキュリティが堅牢な大企業に比べ、中小企業ではまだまだセキュリティ意識が低いことが多く、またセキュリティ強化のための予算や人材を確保しづらいといった理由から、ランサムウェアが侵入しやすい状況となっているためです。実際、警察庁の前記統計では、79件の中小企業が被害に遭っていました。“我がこと”として対策を講じておかなければなりません。



対策として最も有効なのは、セキュリティソフトを導入することです。ただし、セキュリティソフトは未知のものには機能しませんので、定期的なアップデートを行いましょう。また、ライセンスの期限にも注意が必要です。

ランサムウェアではデータが暗号化等されることにより、業務に必要なデータが使用できなくなって業務に支障が生じることも考えられます。万が一の事態に備えて、重要なデータは常にバックアップを取っておくことも大切です。

労働所得格差の動向 ～内閣府レポートより～

内閣府は、国内経済の現状分析や動向などをまとめた「日本経済2021-2022 成長と分配の好循環実現に向けて」を公表しました。このレポートの第3章第3節では、「格差の動向と課題」と題し、労働所得や世帯所得、資産、資産所得の格差の変化について分析しています。そのうちの労働所得の格差についてまとめます。

2019年の正規雇用者の年間収入の分布では、男性は200～1,000万円未満の所得層が大部分を占めていて、300万円と500～700万円未満の所得層でそれぞれにピークがみられます。女性は200～700万円未満の所得層が大部分を占めていて、200万円台でピークがみられます。



パートアルバイト等の非正規雇用者の年間収入の分布では男女ともに300万円未満の所得層が大部分を占めています。2002年の分布と比較すると、男女のピークに変化はないものの、女性の人数は50～300万円未満の所得層で増加していることがわかりました。また、2002年以降は、年間収入が300万円未満の所得層の割合が増加傾向であり、500万

円以上の所得層の割合は、1,500万円以上の層を除いて減少傾向であることがわかりました。

労働所得の分布について、格差を示す代表的な指標であるジニ係数(0~1の値で示され、1に近いほど格差が大きい)を計算してみると、2002~2007年にかけて緩やかに上昇した後、2017年にかけて緩やかに低下しています。

年齢別では、ジニ係数は全体的に緩やかに低下していますが、これは団塊の世代が退職したことにより全体の格差が縮小したと考えられます。

また、25~34歳の層ではジニ係数が上昇しています。これは2002~2017年にかけて男性の非正規雇用比率が上昇し、労働時間が減少したことなどが背景にあると考えられます。

【内閣府「日本経済2021-2022 成長と分配の好循環実現に向けて」】

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2021/0207nk/keizai2021-2022pdf.html>

外国人労働者数、雇用事業者数とも過去最高

厚生労働省は1月28日、昨年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)で、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

外国人を雇用する事業所数は28万5,080か所、外国人労働者数は172万7,221人で、昨年10月末現在の26万7,243か所、172万4,328人に比べて、1万7,837か所、2,893人の増加となっています。

外国人を雇用する事業所数および外国人労働者数ともに、平成19年に届出が義務化されて以降で最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で6.7%と前年10.2%から3.5ポイントの減少、労働者数で0.2%と前年4.0%から3.8ポイントの減少といずれも減少しています。

国籍別にみると、ベトナムが最も多い45万3,344人で、外国人労働者数全体の26.2%を占めています。次いで、中国39万7,084人(同23.0%)、フィリピン19万1,083人(同11.1%)の順となっています。

外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が27.0%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が16.3%、「卸売業、小売業」が13.3%となっています。



～ ※ 外国人雇用状況の届出制度～

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。

【厚生労働省:「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html

知得情報！助成金情報

知得情報！助成金情報

～第122回 令和4年度助成金改正情報 雇用保険関係助成金～

令和4年度の助成金について改正点が明らかになりました。その内容についていくつかピックアップしてご案内いたします。

【キャリアアップ助成金】

(正社員化コース)

- ・有期雇用から無期転換した場合に支給される助成金がなくなります。
- ・令和4年度からは、有期雇用(あるいは派遣社員)から正社員へ転換した場合、無期雇用から正社員へ転換した場合のみとなります。

(諸手当制度等共通化コース)

- ・法定外の健康診断制度を新たに設け、延べ4人以上実施した場合に助成するコースがなくなります。

【65歳超雇用推進助成金】

(65歳超継続雇用促進コース)

- ・70歳以上に定年延長または定年廃止の場合、令和3年度の支給額120万円から令和4年度は70歳以上への定年延長は30万円、定年廃止は40万円へ減額となります。

3月の主な税務と労務手続き

- | | | |
|-----|--|--|
| 10日 | ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> | [郵便局または銀行] [公共職業安定所] |
| 15日 | ・個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> ・個人の道府県民税および市町村民税の申告 ・個人事業税の申告 ・個人事業所税の申告 ・贈与税の申告期限<昨年度分> ・所得税の確定申告期限 ・確定申告税額の延納の届出書の提出 ・財産債務調書、国外財産調書の提出 ・総収入金額報告書の提出 | [税務署] [市区町村] [税務署] [都・市] [税務署] [税務署] [税務署] [税務署] [税務署] |
| 31日 | ・健保・厚年保険料の納付 ・健康保険印紙受払等報告書の提出 ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> ・個人事業者の消費税の確定申告期限 | [郵便局または銀行] [年金事務所] [公共職業安定所] [公共職業安定所] [税務署] |

行列のできる 人事労務相談所

～ 3月スタート!? 子どもへの コロナワクチン接種でわかっていることは? ～

Q.子どものコロナワクチン接種には保護者の同伴が原則とされるようですが、子どものワクチン接種に同伴する従業員に対してどのような対応が求められますか?

A. 感染拡大により、保育所等の全面休園は777(2月3日時点)、公立学校の全面休校は1,114(1月26日時点)となっています。そのため、5～11歳の子どもを新たに新型コロナワクチンの接種対象に加えることが決定されました。

厚生労働省の1月28日付資料によれば、2月下旬に5～11歳用のファイザー社のワクチンの配分を開始し、予防接種法関係の改正を経て、早ければ3月頃から接種が可能になるとされています。

大人用とは異なる製品が使われるため、混同を避けるためとして、子ども専用の接種会場を設置する自治体もあります。

～ 子どものワクチン接種で従業員が休まざるを得なくなったら? ～

厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)では、子どものワクチン接種では保護者の同伴が原則とされるため、休暇や労働時間の取扱いについて次のような方法を検討してほしいとしています(問21)。

- ・子の看護休暇の周知や要件緩和
- ・失効年休積立制度などの活用

育児介護休業法上、未就学の子を養育する労働者は、申出により、年間5労働日(子が2人以上の場合は10労働日)まで、子の看護または子に予防接種・健康診断を受けさせるために、1日単位または時間単位で休暇を取得できるとされています。事業主は、この休暇の申出を拒むことができません。

3月以降、従業員自身が3回目の接種を受けるケースも増えますから、業務に支障が出ないように、早めに影響を見極めて対応を検討しておくといでしょう。



【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-21

社会保険労務士法人SOPHIA

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
代表 松田法子

〒810-0074 福岡市中央区大手門
3-4-5-3F

TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131

URL: www.sr-sophia.com

編集後記 個人情報保護委員会のホームページにおいて、個人情報保護法のポイント等を紹介する「マンガで学ぶ個人情報保護法」が公表されました。従業員情報も個人情報に該当しますのでほとんどの企業で対応が必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/
松田 法子

～ 令和4年3月分(4月納付分)より「協会けんぽ」の保険料率に変更となります ～

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r4/220202/>